破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１３６号
青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇217番地
債務者　南　　正美
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　祥吾
4　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇217番地
債務者　南　まり子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　祥吾
4　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
松江市上本庄町672番地
債務者　藤井　芳子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山香代子
4　破産債権の届出期間　平成29年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１３号
島根県安来市赤江町762番地
債務者　永田　順三
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和久本　光
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０号
島根県雲南市加茂町加茂中992番地１
債務者　内部　良文
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和俊
4　破産債権の届出期間　平成29年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０９号
千葉県市川市南大野１丁目15番３号
債務者　三上　邦雄
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　破産債権の届出期間　平成29年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７２４号
埼玉県草加市柿木町725番地
債務者　沼口　孝次
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　慎一
4　破産債権の届出期間　平成29年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７２５号
埼玉県草加市柿木町725番地
債務者　沼口香代子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　慎一
4　破産債権の届出期間　平成29年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０号
函館市日吉町３丁目26番１―110号（住民票上の住所）
債務者　山田　茉莉
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４８３２号
大阪市都島区中野町５丁目２番５号　メゾン桜ノ宮　501号、前住所大阪府枚方市津田西町２丁目９番15―104号
債務者　堀居　淳佑
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７７号
大阪市西淀川区歌島２丁目12番26号ルネッサンスロンシャン307号室
債務者　小西　竜真
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７８号
大阪市西淀川区歌島２丁目12番26号ルネッサンスロンシャン307号室
債務者　小西恵利子（旧姓番場）
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１０号
大阪市東淀川区柴島２丁目23番18号
債務者　山口　光子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３８号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番25―603号
債務者　坂井　宏光
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７１号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　藤川知恵子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８２号
大阪市天王寺区茶臼山町１番５―406号
債務者　後藤　憲二
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部